

## 令和6年第1回大衡村議会定例会会議録 第4号

---

令和6年3月15日（金曜日） 午後2時45開会

---

### 出席議員（11名）

1番 山本 信悟	3番 鈴木 和信	4番 小川 克也
5番 佐野 英俊	6番 赤間しづ江	7番 文屋 裕男
8番 細川 運一	9番 遠藤 昌一	10番 佐々木金彌
11番 石川 敏	12番 高橋 浩之	

---

欠席議員 2番 早坂 美華

---

### 説明のため出席した者の職氏名

村 長	小川ひろみ	副 村 長	早坂 勝伸
教 育 長	齋藤 浩	代 表 監 査 委 員	和泉 文雄
総 務 課 長	早坂紀美江	企 画 財 政 課 長	残間 文広
住 民 生 活 課 長	佐野 克彦	税 務 課 長	堀籠 淳
健 康 福 祉 課 長	金刺 隆司	産 業 振 興 課 長	渡邊 愛
都 市 建 設 課 長	後藤 広之	学 校 教 育 課 長	森田祐美子
社 会 教 育 課 長	大沼 善昭	指 導 主 事	福田 美穂
会 計 管 理 者	亀谷 明美	子 育 て 支 援 室 長	小川 純子

---

### 事務局出席職員氏名

事務局長 堀籠緋沙子 主事 残間 頼

---

### 議事日程（第4号）

令和6年3月15日（金曜日）午後2時45開会

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 議案第29号 令和6年度大衡村一般会計予算を定めることについて
- 第 3 議案第30号 令和6年度大衡村国民健康保険事業勘定特別会計予算を定めるこ

とについて

- 第 4 議案第 3 1 号 令和 6 年度大衡村介護保険事業勘定特別会計予算を定めることについて
- 第 5 議案第 3 2 号 令和 6 年度大衡村後期高齢者医療特別会計予算を定めることについて
- 第 6 議案第 3 3 号 令和 6 年度大衡村水道事業会計予算を定めることについて
- 第 7 議案第 3 4 号 令和 6 年度大衡村下水道事業会計予算を定めることについて
- 第 8 議案第 3 5 号 令和 5 年度大衡村一般会計予算の補正について
- 第 9 委員会の閉会中の継続調査の件について
- 第 10 議員派遣の件
- 

本日の会議に付した事件

議事日程（第 4 号）に同じ

---

午後 2 時 4 5 分 開 会

議長（高橋浩之君） ただいまの出席議員は11名であります。早坂議員届出により欠席であります。定足数に達しますので、これより令和6年第1回大衡村議会定例会第11日目の会議を開きます。

本日の議事日程は配付の通りであります。

---

日程第 1 会議録署名議員の指名

議長（高橋浩之君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は会議規則第127条の規定により4番小川克也君、5番佐野英俊君を指名いたします。

---

日程第 2 議案第 2 9 号 令和 6 年度大衡村一般会計予算を定めることについて

日程第 3 議案第 3 0 号 令和 6 年度大衡村国民健康保険事業勘定特別会計予算を定めることについて

日程第 4 議案第 3 1 号 令和 6 年度大衡村介護保険事業勘定特別会計予算を定めることについて

日程第5 議案第32号 令和6年度大衡村後期高齢者医療特別会計予算を定めること  
について

日程第6 議案第33号 令和6年度大衡村水道事業会計予算を定めることについて

日程第7 議案第34号 令和6年度大衡村下水道事業会計予算を定めることについて

議長（高橋浩之君） お諮りします。日程第2、議案第29号令和6年度大衡村一般会計予算を定めることについて、日程第3、議案第30号令和6年度大衡村国民健康保険事業勘定特別会計予算を定めることについて、日程第4、議案第31号令和6年度大衡村介護保険事業勘定特別会計予算を定めることについて、日程第5、議案第32号令和6年度大衡村後期高齢者医療特別会計予算を定めることについて、日程第6、議案第33号令和6年度大衡村水道事業会計予算を定めることについて、日程第7、議案第34号令和6年度大衡村下水道事業会計予算を定めることについて、以上の6件は会議規則第37条の規定により一括議題としたいと思いますがこれにご異議ありませんか。

〔異議なし多数〕

議長（高橋浩之君） 異議なしと認めます。従って日程第2、議案第29号から日程第7、議案第34号までの6件は一括議題といたします。

ここで予算審査特別委員長に予算審査結果の報告を求めます。予算審査特別委員長細川運一くん報告願います。

予算審査特別委員長（細川運一君） 予算審査特別委員会の審査結果を報告いたします。

議案第29号令和6年度大衡村一般会計予算を定めることについてから議案第34号令和6年度大衡村下水道事業会計予算を定めることについてまで6件の議案審査については3月7日に予算審査特別委員会が設置されその審査が付託されました。予算審査特別委員会は3月11日12日13日に関係課ごとに予算の審査が行われ、本日は総括質疑と採決を行いました。各委員並びに執行部のご協力によりまして予定通り期限の本日まで各種会計予算審査が終了したところであります。

審査の結果は令和6年度大衡村一般会計予算を始め6件の予算については報告書のとおり全て原案の通り可決すべきものと決定をいたしました。以上、予算審査特別委員会の審査結果の報告といたします。

議長（高橋浩之君） これより採決を行います。採決は議案ごとに行います。

日程第2、議案第29号令和6年度大衡村一般会計予算を定めることについて討論を行います。まず本案に反対者の発言を許します。ありませんか。次に本案に賛成者の発言

を許します。討論なしと認めます。

これで討論を終結し、これより採決いたします。この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は可決すべきものであります。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立多数〕

議長（高橋浩之君） 起立多数と認めます。全員です。従って本案は委員長報告のとおり可決されました。

日程第3、議案第30号令和6年度大衡村国民健康保険事業勘定特別会計予算を定めることについてを議題とし、討論を省略し採決いたします。

なお、以下の議案は簡易採決により行います。

お諮りします。本案に対する委員長の報告は可決すべきものであります。本案は委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔異議なし多数〕

議長（高橋浩之君） 異議なしと認めます。従って本案は委員長報告のとおり可決されました。

日程第4、議案第31号令和6年度大衡村介護保険事業勘定特別会計予算を定めることについてを議題とし討論を省略し直ちに採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決すべきものであります。本案は委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔異議なし多数〕

議長（高橋浩之君） 異議なしと認めます。従って本案は委員長報告のとおり可決されました。

日程第5、議案第32号令和6年度大衡村後期高齢者医療特別会計予算を定めることについてを討論を省略し採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決すべきものであります。本案は委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔異議なし多数〕

議長（高橋浩之君） 異議なしと認めます。従って本案は委員長報告の通り可決されました。

日程第6、議案第33号令和6年度大衡村水道事業会計予算を定めることについてを議題とし、討論を省略し直ちに採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決すべきものであります。本案を委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

[異議なし多数]

議長（高橋浩之君） 異議なしと認めます。従って本案は委員長報告の通り可決されました。

日程第7、議案第34号令和6年度大衡村下水道事業会計予算を定めることについてを議題とし、討論を省略し直ちに採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決すべきものであります。本案を委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

[異議なし多数]

議長（高橋浩之君） 異議なしと認めます。従って本案は委員長報告の通り可決されました。

日程第8、議案第35号令和5年度大衡村一般会計予算の補正についてを議題といたします。

本案の説明を求めます。企画財政課長。

企画財政課長（残間文広君） 今回の補正につきまして第7号補正といたしまして3月7日にお認めいただきましたけれども、その後追加の補正予算の必要が生じたので、今回お願いを申し上げるところでございます。

内容についてご説明申し上げます。議案第35号別紙でご説明申し上げます。1ページお開きいただきたいと思います。令和5年度大衡村一般会計補正予算第8号は次に定めるところによる。第1条は歳入歳出予算の補正で歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ655万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ53億1822万3000円とするものでございます。第2条につきましては地方債の補正にかかる規定で第2表でご説明申し上げます。4ページお願いいたします。第2表地方債の補正でございます。変更で道路橋梁整備事業債、補正前が6895万円を655万円追加と増加し、7550万円とするものでございます。

次に内容につきまして 事項別明細書でご説明申し上げますので7ページお願いいたします。歳入です。23款1項1目土木債655万円の増、北四番丁大衡線街路事業でございます。公共等事業債でございます。充当率90%でございます。次のページお願いいたします。歳出です。7款4項1目都市計画総務費730万3000円の増、説明につきましては説明記載の通りでございます。13款1項1目予備費75万3000円の減につきましては財政調整でございます。以上でございます。よろしくお願いいたします。

議長（高橋浩之君） はい、次に都市建設課長より説明があります。

都市建設課長（後藤広之君） それでは私の方から今回追加補正提案となりました北四番丁大

衡線整備事業にかかる補正額と追加補正に至った経緯等についてご説明をさせていただきます。

別紙のですね、議案第35号を説明資料をご覧いただきたいと思います。1ページの方お願いいたします。北四番丁大衡線整備事業につきましては都市計画道路改良事業ということで宮城県が事業主体とはなりますが、地方財政法第27条に基づき大衡村が事業費の10%を地元負担するものでございます。

令和5年度に大衡村が負担すべき負担額につきましては、資料の括弧1の負担額及び支出会計年度の表をご覧いただきたいと思います。表の一番左側、県の予算措置年度につきましては宮城県が予算措置した会計年度でその右側の列、村負担金につきましてはその年度に対する村の負担金額となります。

これに対しまして、村が実際に負担金を支出する会計年度がその右側の列になります。本来であれば県が予算措置した同一年度に村は負担金全額を支出するところではありますが、事業が明許繰越さらには事故繰越されておりますので村が実際に支出する会計年度も後年度にスライドする状況となっております。このようなことから令和5年度中に村が実際に支出する金額は村支出年度の中の赤色で着色されておりますR5の列の合計の金額1280万3000円緑色で着色しているところの部分になるものでございます。下の表その下の表につきましては令和5年度の負担にかかる事業内容を各年度の予算ごとに記載しておりますのでご覧いただければと思います。

次に2ページお願いいたします。(2)につきましては、令和5年度の補正予算についてお示した表になります。村では当該負担金にかかる予算措置といたしまして、令和5年度当初予算で1500万円を予算措置しておりましたが、3月議会では950万円を減額し、補正後の予算といたしまして、550万円とする補正予算を提案し、先週ですね、3月7日にご可決をいただいております。しかしながら先ほどご説明いたしました令和5年度に村が支出すべき負担額1280万3000円に対しまして、730万3000円の予算不足が生じたことから今回改めて追加補正をお願いするものでございます。

このような事態に至った経緯につきましては(3)の経緯の通りとなっております。本年の1月16日に宮城県知事より令和5年度宮城県建設事業市町村負担金についての協議が負担金額550万円で協議がございまして、これに対し村では1月18日負担金協議額550万円に異議がない旨回答をしております。これを受けまして都市建設課の方では令和5年度に支出すべき負担額を550万円と認識をし、1月31日、950万円の減額補正予算

を要求しておりました。その後2月5日付で県の担当者より今年度実施した事業に対する年度ごとの負担金一覧表がメール送信されております。都市建設課でこの予算額の速報ですね、認識しましたのが3月5日付の請求書の事前確認メールを確認した際でございます、その後県の担当者とやり取りした結果先ほど申し上げました2月5日付のメールで令和5年度に支払うべき金額の内訳が記載されていたことが判明したものでございますが、本来であればこの2月5日付けのメールで確認した時点で3月補正額の修正の必要性を認識すべきでございました。以上が追加提案に至った経緯でございますが、この度は当課の認識不足により追加提案させていただく事態を招く結果となりまして、大変申し訳ございませんでした。

(4)の今後の対応に記載ありますとおり、今後継続事業として実施される当該事業におきまして同様なことが生じないように再発防止対策として年度事業費及び年度支払額の一覧表及び事務マニュアルを整備し、協議額と支出額及び未払い分につきまして村側でもその都度確認するとともに、県からの通知の在り方につきましても、担当部局と協議を行うなど再発防止対策を講じてまいりたいと思います。この度は大変申し訳ございませんでした。説明を終わります。

議長（高橋浩之君） これより本案の質疑を行います。質疑ありませんか。佐野英俊君。

5番（佐野英俊君） 補正については理解しました。まあそういう経過があるということで、それで550万、最終的に3月補正で550万が科目に残っていたわけですが、この支払がまだ終わっているのか。

議長（高橋浩之君） 都市建設課長。

都市建設課長（後藤広之君） 支払いにつきましては3月末までに納付期限となっております、これから支出をさせていただくものでございます。

議長（高橋浩之君） 佐野英俊君。

5番（佐野英俊君） そうしますとこれから合算して本日の補正額と合算して支払するという事で理解します。補正内容と異なるんですけども、これは都市建設課における問題だけではないと私は認識します。今メールの時代ゆえに県の方から色々メールが入ってくる。今回のようなミスイクありがちなというふうに思うなかで、ぜひ村長、副村長におかれましては、各課共通認識するなかで、各課で文書は閲覧、回覧にしているとは思いますが、やっぱり誰か気づく、3月5日補正可決される前に時系列からすると1ヶ月あるわけですから、誰かが気づく、課員の中で、その辺残念だったなと思います。

今後の対応策についても記載ありますけれども、庁内全職員が認識するような職員指導を課長はじめ当然、村長、副村長において徹底してお願いしたいなという要望的な点を申し上げました。村長是非その辺ひっくるめて答弁いただきたいと思います。

議長（高橋浩之君） 村長。

村長（小川ひろみ君）このような事態が起きたこと深くお詫びを申し上げます。本当に申し訳ございませんでした。

いつもチェックミス、こういうことはしないようにということでいろいろな場面ではお話ししているんですけども今回も1ヶ月、佐野議員からあったようにですね、1ヶ月の空白の中でも誰も気づくことができなかった、これは本当に職員としてですね、やはり連携してですね共有認識そういうことが欠けてたことには間違いなかったと私も思っております。

今後はですね、課長にも言いましたけれどもやはり自覚、自分の仕事に自覚を持つとともにですね、誇りを持って仕事をしてほしいと思います。皆さんのあの血税と言いますか、これは税金でございますのでやはり責任を持った仕事をするようにということで今回も話をしておりますので今後もですね、やはりこのことも重く受け止めまして課内だけでなくですね、全職員にこれからもこのような形で責任を持った、そして誇りのある仕事ということで皆さん、全職員気持ちを新たにしていきたいと思います。

この度は本当に大変申し訳ございませんでした。

議長（高橋浩之君）他に質疑にございませんか。質疑がないようです。これで質疑を終結、討論を省略し直ちに採決いたします。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔異議なし多数〕

議長（高橋浩之君）異議なしと認めます。従って本案は原案の通り可決されました。

日程第9、委員会の閉会中の継続調査の件についてを議題といたします。各委員長から委員会において調査中の事件について、会議規則第75条の規定によりお手元に配付しました申し出の通り閉会中の継続調査の申し出がありました。

お諮りします。各委員長から申し出の通り閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

〔異議なし多数〕

議長（高橋浩之君）異議なしと認めます。従って各委員長からの申し出のとおり、閉会中の



継続調査とすることに決定いたしました。

日程第10、議員派遣の件を議題といたします。

お諮りします。地方自治法第100条第13項及び会議規則第129条第1項の規定により別紙議員派遣の件のとおり議員を派遣したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔異議なし多数〕

議長（高橋浩之君） 異議なしと認めます。従って別紙の通り議員を派遣することに決定いたしました。

---

以上で本日の議事日程は全て終了しました。これをもちまして令和6年第1回大衡村議会定例会を閉会いたします。予算委員会を含め大変お疲れ様でした。

午後 3時10分 閉 会

---